

令和7年度 第2回会津美里町投票区再編検討委員会

日時：令和8年2月26日（木） 午後1時30分～

場所：会津美里町役場 本庁舎206会議室

次 第

1. 開会

2. 委員長あいさつ

3. 協議

(1) 再編を検討する投票所の施設環境について

(2) 投票所を再編する場合に講ずるべき支援策の検討について

4. 今後のスケジュールについて

第3回会津美里町投票区検討委員会

日時 令和8年3月26日(木) 午後1時30分

場所 役場本庁舎 206会議室

5. その他

6. 閉会

会津美里町投票区再編検討委員会委員名簿

番号	氏名	所属	構成区分
1	石光 真		学識経験者
2	長原 辰男	自治区長連絡協議会	区長会
3	水野 健夫	自治区長連絡協議会	区長会
4	一条 芳浩	自治区長連絡協議会	区長会
5	佐治 安彦	民生児童委員	各種団体
6	浅沼 利孝	地域包括支援センター	各種団体
7	長嶺 トヨ子	白バラ会	各種団体
8	西田 健		公募委員
9	齋藤 聡子		公募委員
10	五十嵐 望		公募委員

庶務(選挙管理委員会事務局)

番号	氏名	役職
1	平山 正孝	書記長
2	高橋 力也	書記
3	大竹 克昌	書記
4	星 侑介	書記

R8衆院選 年代別投票率(在外選挙人含まない)

市区町村名	選挙種別名	年齢	有権者数(男)	有権者数(女)	有権者数(計)	投票者数(男)	投票者数(女)	投票者数(計)	当日投票数(男)	当日投票数(女)	当日投票数(計)	期日前投票者数	当日投票率	期日前投票率	投票率(男)	投票率(女)	投票率(計)
大沼郡会津美里町	衆議院議員小選挙区	18～19	129	143	272	60	66	126	28	25	53	73	42.06%	57.94%	46.51	46.15	46.32
大沼郡会津美里町	衆議院議員小選挙区	20～24	309	273	582	94	96	190	40	34	74	116	38.95%	61.05%	30.42	35.16	32.65
大沼郡会津美里町	衆議院議員小選挙区	25～29	314	235	549	142	98	240	66	29	95	145	39.58%	60.42%	45.22	41.70	43.72
大沼郡会津美里町	衆議院議員小選挙区	30～34	315	292	607	161	166	327	63	64	127	200	38.84%	61.16%	51.11	56.85	53.87
大沼郡会津美里町	衆議院議員小選挙区	35～39	431	363	794	230	202	432	86	74	160	272	37.04%	62.96%	53.36	55.65	54.41
大沼郡会津美里町	衆議院議員小選挙区	40～44	516	476	992	261	282	543	105	102	207	336	38.12%	61.88%	50.58	59.24	54.74
大沼郡会津美里町	衆議院議員小選挙区	45～49	565	454	1,019	336	284	620	137	99	236	384	38.06%	61.94%	59.47	62.56	60.84
大沼郡会津美里町	衆議院議員小選挙区	50～54	489	460	949	308	308	616	119	113	232	384	37.66%	62.34%	62.99	66.96	64.91
大沼郡会津美里町	衆議院議員小選挙区	55～59	519	525	1,044	365	372	737	133	109	242	495	32.84%	67.16%	70.33	70.86	70.59
大沼郡会津美里町	衆議院議員小選挙区	60～64	624	645	1,269	458	498	956	168	152	320	636	33.47%	66.53%	73.40	77.21	75.33
大沼郡会津美里町	衆議院議員小選挙区	65～69	838	823	1,661	645	640	1,285	200	153	353	932	27.47%	72.53%	76.97	77.76	77.36
大沼郡会津美里町	衆議院議員小選挙区	70～74	896	917	1,813	688	697	1,385	216	187	403	982	29.10%	70.90%	76.79	76.01	76.39
大沼郡会津美里町	衆議院議員小選挙区	75～79	778	809	1,587	614	600	1,214	175	174	349	865	28.75%	71.25%	78.92	74.17	76.50
大沼郡会津美里町	衆議院議員小選挙区	80以上	846	1,706	2,552	500	601	1,101	198	198	396	705	35.97%	64.03%	59.10	35.23	43.14
		計	7,569	8,121	15,690	4,862	4,910	9,772	1,734	1,513	3,247	6,525	33.23%	66.77%	64.24	60.46	62.28

◎選挙に関わる事項の解説

○投票区と投票所

選挙では、選挙手続の混乱を避け、間違いのない選挙が行われるよう、投票を一定の区域を単位として行っています。この投票を行う区域を、「投票区」といいます。1つの市区町村がいくつもの投票区に分かれているのが通常です。

投票区はその選挙管理委員会が定め、1つの投票区には1つの投票所が設けられます。

○期日前投票制度

選挙は、選挙期日（投票日）に投票所において投票することを原則としていますが、期日前投票制度は、選挙期日前であっても、選挙期日と同じ方法で投票を行うことができる（つまり、投票用紙を直接投票箱に入れることができる）仕組みです。

期日前投票には投票区という概念が存在しないため、町全域の選挙人が対象となります。

○移動期日前投票

選挙のときに、投票所へ行くのが難しい人のために、移動式の投票所（車両など）を使って期日前投票を行う制度です。

○不在者投票制度

仕事や旅行などで、選挙期間中、名簿登録地以外の市区町村に滞在している方は、滞在先の市区町村の選挙管理委員会で不在者投票ができます。また、指定病院等に入院等している方などは、その施設内で不在者投票ができます。

不在者投票は、当日投票扱いとなるため、封筒に入れて、当日選挙人の投票区投票所で封を開け、選挙従事者が投票箱へ入れます。

○共通投票所制度

平成28年4月の改正により、市町村選挙管理委員会が、有権者の投票の便宜のため必要があると認めた場合に、いずれの投票区に属する有権者も投票をすることができる「共通投票所」の制度が設けられました。